

第 2 期特定健康診査・特定保健指導等実施計画

音羽健康保険組合

平成 25 年 4 月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画をさだめることとする。

当健保組合の現状

当健保組合の平成25年3月末現在事業所数は26で、支店や営業所は全国に点在しているが本部は全てが東京に所在している。

東京近郊に在住している被保険者及び被扶養者は99%、それ以外の在住者は1%程度と思われる。

当健保組合に加入している被保険者は平成25年2月末現在、2,323人で平均年齢が43歳被扶養者は1,903人である。

平成25年度の特定健診対象者（平成25年2月末時点推計）は被保険者1,460人被扶養者は620人である。

被保険者の健診は事業主が実施している。地方在住の被保険者は、契約した医療機関で受診が可能である。

人間ドックについては、当健保組合及び健保連が契約した医療機関で受診が可能である。

被扶養者（20歳以上）及び任意継続被保険者の健診については、平成24年度まで財団法人「日本健康文化振興会」に委託し実施している。

財団法人「日本健康文化振興会」は全国2,700ヶ所（平成22年度）の契約医療機関をネットワークとし、同一の検査内容で全国に点在する被扶養者及び任意継続被保険者の健診を可能としている。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

市区町村が実施していた住民健康診査を受診した被扶養者の数を調査し、今後は当健保組合が主体となって特定健診を行いそのデータを管理する。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業者が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業者から受領する。
健診費用は、事業者が負担する。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。

そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成 29 年度における特定健康診査の実施率を 90.1%とする。

この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

(%)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	国の参酌標準
被保険者	82.8	85.3	87.9	89.9	93.4	—
被扶養者	69.5	72.4	75.4	78.6	81.8	—
被保険者＋被扶養者	78.9	81.6	84.3	86.7	90.1	90.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定保健指導の実施率を60.0%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (人)
(被保険者+被扶養者)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
40歳以上対象者(人)	2,040	2,010	1,980	1,950	1,920	—
特定保健指導対象者数 (推計)	280	275	270	265	260	—
実施率(%)	25.0	29.1	37.0	49.1	60.0	60.0%
実施者数	70	80	100	130	156	—

被保険者の一部事業所においては事業所に委託し保健指導を実施、それ以外の事業所および被扶養者においては「アズビルあんしんケアサポート株式会社」に保健指導を委託する。

遠隔地の者についても「アズビルあんしんケアサポート株式会社」にて保健指導ができるように、委託する。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成29年度において、平成25年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%以上とする。

II 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者 (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者	1,450	1,430	1,410	1,390	1,370
目標実施率(%)	82.8	85.3	87.9	89.9	93.4
目標実施者数	1,200	1,220	1,240	1,250	1,280

被扶養者 (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者	590	580	570	560	550
目標実施率(%)	69.5	72.4	75.4	78.6	81.8
目標実施者数	410	420	430	440	450

被保険者＋被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者	2,040	2,010	1,980	1,950	1,920
目標実施率(%)	78.9	81.6	84.3	86.7	90.1
目標実施者数	1,610	1,640	1,670	1,690	1,730

② 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者	2,040	2,010	1,980	1,950	1,920
動機付け支援対象者	110	110	110	110	110
実施率(%)	31.8	36.4	45.5	54.5	64.5
実施者数	35	40	50	60	71
積極的支援対象者	170	165	160	155	150
実施率(%)	20.6	24.2	31.3	45.2	56.7
実施者数	35	40	50	70	85
保健指導対象者計	280	275	270	265	260
実施率(%)	25.0	29.1	37.0	49.1	60.0
実施者数	70	80	100	130	156

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は、被保険者の健診は事業主が契約した医療機関により行う。地方在住の被保険者についても、契約した医療機関で受診を実施する。被扶養者（20歳以上）及び任意継続被保険者の健診については、財団法人「日本健康文化振興会」及び公益財団法人「東京医科大学がん研究事業団」に委託し実施する。平成20年度より受診率向上のため、「株式会社講談社」の講堂にて被扶養者特定健診日任意継続被保険者及びを設けて集団健診を実施しているところである。

特定保健指導は、一部事業所においての被保険者は事業所の保健師、看護師が実施し、それ以外の被保険者及び被扶養者については「アズビルあんしんケアサポート株式会社」に委託し行う。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 受診方法

特定健診は、被保険者の健診は事業主が契約した医療機関により随時実施する。

地方在住の被保険者についても、契約した医療機関で受診を随時実施する。

被扶養者（20歳以上）及び任意継続被保険者の健診については、財団法人「日本健康文化振興会」に希望受診日と希望医療機関を申し出し、財団法人「日本健康文化振興会」が発行する受診券又は利用券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診を受診する。

株式会社「講談社」の講堂にて実施する被扶養者及び任意継続被保険者の特定健診を希望した者は当健保組合が発行する受診券又は利用券を被保険者証とともに提出して特定健診を受診する。

被保険者の人間ドック受診については被保険者が直接契約医療機関で予約をとり、「利用申込書」を健保に提出後、受診する。（後に補助金支給）

被扶養者及び任意継続被保険者の特定健診費用は無料とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合機関紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、事業所又は契約健診機関から電子データを随時（又は月単位）受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

受領した健診データを当健保組合の健康管理システムプログラムにて階層化し、特定保健指導対象者の選出を行う。特定保健指導の対象者については、数量の面から東京の近隣に移住する者から優先して選出する。また、効果の面からは、40歳代の者から優先して選出する。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、音羽健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、事務長とする。またデータの利用者は当組合レセプト入力担当職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

機関誌やホームページに掲載する。